

職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

#### 広島県人事委員会規則第四十号

##### 職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の地域手当の支給に関する規則（昭和四十二年広島県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第十一条の四」を「、第十一条の四及び附則第六項」に改める。

第二条中「地域は別表第一」を「人事委員会規則で定める地域は次条第一項各号」に、「同項」を「給与条例第十一条の二第二項」に改め、「後段の公署」の下に「で人事委員会規則で定めるもの」を加え、「別表第二」を「別表」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次条第一項各号に掲げる地域及び別表に掲げる公署のほか、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の三第一項前段の地域又は別表に掲げる公署との権衡上必要があると人事委員会が認める公署に在勤務する職員についても、人事委員会の定めるところにより、地域手当を支給することができる。  
第三条を次のように改める。

（支給割合）

第三条 給与条例第十一条の二第二項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

- 一 東京都特別区 百分の十三
- 二 大阪府大阪市 百分の十一
- 三 広島県広島市 百分の三

2 別表に掲げる公署に係る地域手当の支給割合は、前項第三号に定める割合とする。

3 第一項各号に掲げる地域は、平成五年四月一日においてそれらの地域の名称を有する市又は特別区の日における区域とする。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 給与条例第十一条の三の人事委員会規則で定める割合は、百分の十一とする。

第四条第一項第一号中「第二条」を「第二条第一項」に改め、同条第二項中「給与条例第十一条の二第二項第二号」を「第三条第一項第三号」に改める。

第七条中「及び第十一条の四」を「第十一条の四及び附則第六項」に、「第十五条第三項」を「第十五条第四項」に改める。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 給与条例第十一条の二又は第十一条の四の規定による地域手当のほか給与条例附則第六項の規定による地域手当が支給される場合にあつては、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、第三条第一項第三号に定める割合又は給与条例第十一条の四の規定によ

る割合に給与条例附則第六項に定める割合を加えて得た割合を乗じて得た額を地域手当の額として、第七条の規定を適用する。

別表第一を削り、別表第二を別表とする。

#### 附則

##### (施行期日等)

1 この人事委員会規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の地域手当の支給に関する規則、附則第二項の規定による改正後の初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年広島県人事委員会規則第十四号）、附則第三項の規定による改正後の職員の特勤勤務手当等の支給に関する規則（昭和四十六年広島県人事委員会規則第六号）及び附則第四項の規定による改正後の教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和四十六年広島県人事委員会規則第三十八号）の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

##### (初任給調整手当に関する規則の一部改正)

2 初任給調整手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号を次のように改める。

三 給与条例第十一条の二第一項の人事委員会規則で定める地域（広島県の区域内にある地域に限る。）に所在する公署又は同項の規定により人事委員会規則で定める公署に置かれる職

##### (職員の特勤勤務手当等の支給に関する規則の一部改正)

3 職員の特勤勤務手当等の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第四条中「別表第一」を「第三条第一項第三号」に改める。

##### (教職調整額の支給方法等に関する規則の一部改正)

4 教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を次のように改正する。

第二条中「附則第六項」を「附則第七項」に改める。